

公告

知多都市計画事業半田乙川中部土地区画整理事業の事業計画変更において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第13項において準用する同条第10項により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第1条の2の規定により、下記の事項を公告する。

令和8年3月23日

半田市長 久世孝宏

1. 縦覧場所 半田市役所 半田市東洋町二丁目1番地
2. 縦覧時間 午前9時00分から午後4時00分まで
(水曜日は午後7時00分まで)